

※本PDFは電子申請に係る申請内容の確認用です。
電子申請は申請フォームから行ってください。

修習専念資金貸与申請（第79期）

最高裁判所 御中

私は、修習専念資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、最高裁判所から修習専念資金を貸与する旨の通知がされ、修習専念資金の貸与を受けることとなった場合、裁判所法（昭和22年法律第59号）、規則及び修習専念資金貸与要綱に規定する事項を遵守するとともに、貸与された修習専念資金については、最高裁判所の定める日までに必ず返還することを誓約します。

おつて、最高裁判所が修習専念資金の貸与に関して提供を受けた個人情報を、修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

(注意事項)

修習専念資金の貸与申請に先立ち、添付書類等の送付が必要となりますので、郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）により送付の上、郵便物の「お問い合わせ番号（追跡番号）」を準備し、申請してください。

1. 注意事項の確認 *

（注意事項を理解した場合はチェックする。）

理解しました

最高裁判所 御中

私は、修習専念資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、最高裁判所から修習専念資金を貸与する旨の通知がされ、修習専念資金の貸与を受けることとなった場合、裁判所法（昭和22年法律第59号）、規則及び修習専念資金貸与要綱に規定する事項を遵守するとともに、貸与された修習専念資金については、最高裁判所の定める日までに必ず返還することを誓約します。

おって、最高裁判所が修習専念資金の貸与に関して提供を受けた個人情報を、修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

2. 申請日 *

3. 修習期（このフォームは第79期司法修習生（選考申込者）用申請フォームです。） *

79期

4. お問い合わせ番号（追跡番号） *

添付書類等を送付した郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）の「お問い合わせ番号（追跡番号）」は次のとおりです。
（半角数字で入力する。）

申請者

氏名・生年月日・住所の入力に誤りがある場合は、再申請が必要になりますので、よくご確認の上、入力してください。

5. 氏名カナ *

(半角カナで入力し、氏と名の間に半角 1 字のスペースを空ける。)

6. 氏名漢字 *

(戸籍上の氏名を全角で入力し、氏と名の間に全角 1 字のスペースを空ける。)

7. 生年月日 *

(西暦で入力する。)

8. 郵便番号 *

(半角数字でハイフンを入れて入力する。例：000-0000)

9. 現住所 *

(全角 2 5 文字以内で入力する (半角使用不可)。 「丁目」・「番(地)」・「号」の各文字に代えて「-」を入力し、アパート名は省略する (ただし部屋番号は入力する)。

例：「〇丁目〇番〇号△△コーポ〇号室→「〇-〇-〇-〇」)

10. 電話番号 *

(日中確実に連絡可能な番号、携帯電話等を入力する。半角数字でハイフンを入れて入力する。例：000-0000-0000)

11. メールアドレス *

(半角英数で入力する。例：00@000.00.00)

振込先口座

修習専念資金について、次の口座への振込を申し出ます。
(振込先口座の通帳等の写しを、貼付用紙に貼付し郵送。)

12. 金融機関コード *

(半角数字により、4桁で入力する。 ゆうちょ銀行の場合は、9900と入力する。)

13. 支店コード *

(半角数字により、3桁で入力する。 ゆうちょ銀行の場合は、000と入力する。)

14. 振込先 *

(いずれかを選択する。)

銀行等

ゆうちょ銀行

15. 金融機関名 *

(全角で入力する。例：〇〇銀行)

16. 支店名

(全角で入力する。例：〇〇支店 ゆうちょ銀行の場合は入力不要。)

17. 預金種別 *

いずれかを選択する。(ゆうちょ銀行の場合は「1」を選択する。)

1：普通預金

2：当座預金

1

2

18. 口座番号 *

(半角数字で入力する。銀行等の場合は口座番号の7桁、ゆうちょ銀行の場合は記号(5桁)及び番号(8桁)の13桁を入力する。)

保証人等

19. 保証人 *

(いずれかを選択する。)

0：保証人二人を指名する場合

3：最高裁判所の指定する金融機関に対して申請者の個人情報及び修習専念資金の貸与に関する情報を提供することについて同意の上、当該金融機関に保証を委託する場合

0

3

20. 添付書類 *

(保証人二人を選択した場合)

保証書（各1通）※郵送

21. 添付書類 *

(最高裁判所の指定する金融機関を選択した場合)

保証委託書（1通）※郵送

22. 保証人1・カナ氏名 *

(半角カナで入力し、氏と名の間に半角1字のスペースを空ける。)

23. 保証人1・漢字氏名 *

(全角で入力し、氏と名の間に全角1字のスペースを空ける。)

24. 保証人 1・郵便番号 *

(半角数字でハイフンを入れて入力する。例：000-0000)

25. 保証人 1・住所 *

(全角 2 5 文字以内で入力する (半角使用不可)。 「丁目」・「番(地)」・「号」の各文字に代えて「-」を入力し、アパート名は省略する (ただし部屋番号は入力する) 。)

26. 保証人 1・電話番号 *

(保証書に記載の番号を入力する。半角数字でハイフンを入れて入力する。
例：000-0000-0000)

27. 保証人 2・カナ氏名 *

(半角カナで入力し、氏と名の間に半角 1 字のスペースを空ける。)

28. 保証人 2・漢字氏名 *

(全角で入力し、氏と名の間に全角 1 字のスペースを空ける。)

29. 保証人 2・郵便番号 *

(半角数字でハイフンを入れて入力する。例：000-0000)

30. 保証人 2・住所 *

(全角 2 5 文字以内で入力する (半角使用不可)。 「丁目」・「番(地)」・「号」の各文字に代えて「-」を入力し、アパート名は省略する (ただし部屋番号は入力する) 。)

31. 保証人 2 ・電話番号 *

(保証書に記載の番号を入力する。半角数字でハイフンを入れて入力する。

例：000-0000-0000)

修習専念資金の一貸与単位期間の申請額

32. 申請額

(該当するものを選択する。)

10万円(基本額)

12万5千円(基本額に加算した額)

加算要件

規則第3条第2項

- 1 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がある。
- 2 満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がある。
- 3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる子を除く。)がある。

100,000

125,000

33. 添付書類*

以下の書類を添付書類として提出します。

(基本額に加算した額の申請をする場合)

配偶者: 申述書(配偶者と連名のもの)

配偶者以外の扶養親族: 申述書及び当該扶養親族の身分証明書(マイナンバーカード表面、運転免許証、母子手帳等)の写し

配偶者及び子以外の扶養親族があることを理由に基本額に加算した額の申請をする場合には、上記のほか、当該扶養親族の収入に関する証明書(非課税証明書、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)を添付する。

なお、配偶者及び子以外の扶養親族とは、(1)に該当する者((2)に該当する者を除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。

- (1) ア 満60歳以上の父母及び祖父母
イ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
ウ 重度心身障害者

(2) ア 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

- イ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(申述書以外の証明書については、その他にチェックの上、入力し、当該証明書を郵送する。)

申述書 ※郵送

その他

誓約及び同意の確認

34. 誓約の確認 *

私は、最高裁判所から修習専念資金を貸与する旨の通知がされ、修習専念資金の貸与を受けることとなった場合、裁判所法（昭和22年法律第59号）、規則及び修習専念資金貸与要綱に規定する事項を遵守するとともに、貸与された修習専念資金については、最高裁判所の定める日までに必ず返還することを誓約します。

（誓約する場合にはチェックする。）

誓約します

35. 同意の確認 *

私は、最高裁判所が修習専念資金の貸与に関して提供を受けた個人情報を、修習専念資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

（同意する場合にはチェックする。）

同意します

申請

36. 申請内容の確認

私は、修習専念資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき、本申請フォームに記入したとおり申請します。

（申請する場合には「送信」をクリックする。）

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

 Microsoft Forms